



用  
利  
率

十一  
初  
期  
利  
子

十二

十六 払込場所 十五 期日 十四 償還金額 十三 償還期限

平成四十年八月十五日  
額面金額百円につき百円  
平成三十年八月十五日

額面金額 ×	<u>0.05</u>	100	2
毎年一月十五日及び八月十 日を支払期とし、各支払期に て、その日以前六月間に屬 する利子として、次の算式によ り出した金額を支払う。			
第十号に規定する第二期 以後の利子の適用利率	<u>1</u>		
額面金額 ×	<u>1</u>	100	2

## 中途換金の取扱い

中途換金の買取りは、平成三十一年八月十五日以後において、行うこととし、その買取金額は、式により算出された金額とする。算式に平成三十二年二月十五日前までの間の場合の額面金額 + 経過利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$  + 第二期利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$ ) から平成三十一年八月十五日からまでの間の場合の額面金額 + 経過利子に相当する利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$  ) に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$  )

(二)

後の場合の額面金額 + 経過利子に相当する金額 - ( 買い取る日の直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$  + その直前の利子支払期に支払われた利子に相当する金額  $\times \frac{79.685}{100}$  )

前号による取扱いのほか、個人向け国債を有する者（相続税法（昭和一十五年法律第七十一条）第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改定する法律（平成二十五年法律第三条の規定による改定）第二十一条の四扶

## 中途換金の特例

第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改定する法律（平成二十五年法律第三条の規定による改定）第二十一条の四扶



十九

払元  
場利  
所金  
支

日本  
銀行